

静岡県選挙管理委員会告示第15号

焼津市選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項に基づき、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することのできる公営施設として指定した次の施設について、変更した旨の報告があった。

令和6年4月24日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

	名 称	所 在 地
新	焼津市大井川地域交流センター	焼津市宗高900番地
旧	焼津市大井川公民館	